

審査請求に対する裁決に関する件

令和6年（2024年）9月18日提出

札幌市長 秋元克広

下記のとおり、令和4年8月23日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第206条第1項の規定に基づく審査請求がなされたが、審査請求人の主張には理由がなく、下記2の処分に違法又は不当な点はないので、これを棄却する裁決をしたいから、同条第2項の規定により、議会の意見を求める。

記

1 審査請求人

札幌市豊平区在住者

2 審査請求に係る処分

令和4年5月30日付けで、札幌市教育委員会が、未成年者に対するわいせつ行為等により懲戒免職処分（以下「本件免職処分」という。）を受けて退職をした審査請求人に対して行った、札幌市立学校教育職員退職手当条例（平成28年条例第51号）第23条第1項第1号の規定に基づく退職手当の全部を支給しないこととする処分（以下「本件処分」という。）

3 審査請求の要旨

本件処分的前提となる本件免職処分は、事実誤認及び事実評価の誤りがある上、審査請求人の行為の動機、態様及び結果について殊更に悪質であると評価すべき点は存在しないことなどから、社会観念上著しく妥当性を欠き、処分者の裁量権の範囲を逸脱し、及び濫用した違法なものである。したがって、本件処分は、取り消されるべきである。